

## 令和7年度導入 インターネット閲覧用タブレット端末借入 仕様書

### ■ 概要

令和7年度導入 インターネット閲覧用タブレット端末借入

### ■ 導入方法及び期間

令和7年10月1日から令和12年9月30日までの60か月リースとする。

### ■ 導入場所

伊豆市小立野38-2 伊豆市役所 他 伊豆市役所関係施設

### ■ 導入物品

<ハードウェア>

以下の表に適合したハードウェア構成とすること

台数	35台
タイプ	Microsoft Surface Pro 11
CPU	Intel 社製 Core Ultra 5 236V 相当以上
メモリ	16GB 以上
内部ストレージ	SSD256GB 以上
液晶ディスプレイ	13 インチタッチパネル対応液晶 (2880×1920 以上を搭載すること)
USB 等インターフェイス	Thunderbolt4 搭載 USB-C 2ポート以上 Surface Connect 1ポート以上
無線LAN	Wi-Fi 7 相当以上の機能を有すること
その他通信機能	Bluetooth v5.4 機能を有すること
オーディオ機能	ステレオスピーカーを内蔵していること
Web カメラ・マイク	Web カメラ及びマイクを内蔵していること
バッテリー	駆動時間が6時間以上のバッテリーを内蔵していること
重量	900g 以下であること
その他	本体を充電するための AC アダプタ等の電源コードが付属されていること

<ソフトウェア>

以下の表に適合したソフトウェア構成とすること

OS	Microsoft Windows 11 Pro(64bit)
----	---------------------------------

<周辺機器>

以下の表に適合した製品を納品すること

脱着式キーボード	35台(Microsoft 製品)
----------	-------------------

<初期設定作業>

OS	Microsoft Windows 11 Pro をインストールし、最新のメジャーアップデート及び最新のセキュリティ(修正)パッチを適用すること
Office	Libre office をインストールすること
コンピュータ名	伊豆市指定のコンピュータ名を各端末につけること ※コンピュータ名の一覧については伊豆市で用意する
ネットワーク設定	伊豆市指定の IP アドレス等を各端末に設定すること ※ネットワーク設定指示書については伊豆市で用意する
無線LAN 設定	伊豆市指定の無線LAN を各端末に設定すること ※証明書については伊豆市で用意する

フリーソフト	Adobe Acrobat Reader, 7-zip, CubePDF, CubePDF Utility, VLC Media Player, PDF X-Change ※上記以外に必要なソフトウェアが発生した場合でも 伊豆市が指示するソフトウェアをインストールすること ※最新版をインストールすること
不要アプリケーションのアンインストール	初期インストールされている不要なアプリケーション（伊豆市と調整）は削除すること
プリンタ	伊豆市で設定する
ユーザ	ローカル管理者の「izuadmin」（パスワードは伊豆市指定）を残し、他のユーザは削除または無効にすること
ドメイン登録	伊豆市指定のドメインに登録すること

※インストールしたアプリケーションに関しては、正常に動作することを確認すること。

#### <保守・その他>

ハードウェア保守サービス	1年間のハードウェア保証（追加の延長保証なし）
修理時の窓口	有償修理依頼時の窓口を明示すること
シール貼り付け	コンピュータ名のシールを作成し各端末に貼り付けること
納品日	令和7年9月30日までに伊豆市指定場所に納品すること
納品場所	伊豆市修善寺 307 NTT ビル （納品後に伊豆市が導入場所へ設置）
納品物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本体及び付属品（保証書及び取扱説明書等の添付品含む）</li> <li>・作業完了報告書</li> <li>・キitting手順書</li> <li>・作業チェックシート</li> <li>・作業証跡</li> </ul> ※不要なゴミ等は納品者が持ち帰ること
リース期間終了後の所有権	リース期間終了後の物品の所有権は、伊豆市に無償にて譲渡すること
その他	耐久性、信頼性において、業務用として耐えうるものとし、できる限り環境に配慮した製品（消費電力が低い等）であること
仕様書の疑義	本仕様書の内容について、不明確な点、不足している事項等疑義が生じた場合には、伊豆市担当者との協議の上、明確化するものとし、受託者の一方的な解釈によつてはならない
守秘義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受注者は、個人情報の保護に関する法律、関連法令、各種ガイドライン、指針等、伊豆市契約事務規則、及び伊豆市情報セキュリティポリシーの規定を遵守すること</li> <li>・各種情報は各条例等に基づき、適正に管理し、取り扱うこと</li> <li>・受注者は、本市から秘密と指定された事項及びこの契約に関して知り得た本市の秘密を第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、当該秘密が次に掲げる情報に該当する場合は、この限りでない。①業務契約に違反することなく、開示の時点で既に公知となった情報②秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報③相手方からの情報によらず、独自に開発された情報</li> <li>・受注者は、自己の業務従事者その他関係人についての義務を遵守させるために必要な措置を講ずるものとし、当該秘密情報を第三者に開示する場合は、事前に本市の承諾を得た上で速やかに再提出すること</li> </ul>